

滋賀県東北部工業技術センター整備事業

業務要求水準書

令和4年（2022年）9月

滋 賀 県

内への虫の進入防止に十分配慮すること。

- ・水質汚濁防止法、県公害防止条例による地下水の採水が可能なよう監視井戸を必要数設けること。

(ク) 振動

- ・センター保有機器が発する連続振動や衝撃振動、床衝撃音等による心理的不安や生理的不快感等を施設利用者・周辺住民に与えないように配慮すること。
- ・付近の道路、鉄道など外部からの振動、騒音等の影響に対し、施設内の機器に影響が無いよう配慮すること。
- ・センターが保有する各機器の中には、機器本体又は機器に付帯する防振架台だけではなく、建築的な処理として床の振動絶縁や躯体による架台設置等が必要となるものがあるので、機器の仕様等に十分配慮して計画し適切な処置を行うこと。
- ・又、一部の部屋に設置するストーンテーブルについては、防振性・耐薬品性を目的とするため、その機能を理解したうえで計画すること。

(ケ) 情報化対応性

- ・電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性および安全性が確保されたものとする。
- ・通信・情報システムの将来の更新に対応できるようにすること。
- ・IoTなどの先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコスト削減などの観点から、積極的な導入に努めること。
- ・防犯システムとの連動も含めて適切な提案を行うこと。

カ. 経済・保全性に関する基本的要件

(ア) 耐久性

- ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
- ・器具類等については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。
- ・漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。

(イ) フレキシビリティ

- ・将来的な間仕切り変更や同変更に伴う部屋の用途変更等に対応できるよう、フレキシビリティの高い計画とすること。
- ・各部屋の分電盤の設置位置や配線配管の位置等についても、将来的な間仕切り変更を考慮した計画とすること。

・将来的な間仕切り変更等にはスチールパーティションをはじめとするパーティション類の

利用を想定しているが、レイアウト上移動を必要とせず、各々の要求水準を満たすことが担保できる場合は、パーティション類を乾式LGS壁等と読み替えても構わないこととする。

(ウ) 保守の作業性

- ・清掃および点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に配慮した計画とすること。
- ・内外装や設備機器については、清掃、点検・保守および交換等が容易で効率的に行えるように配慮した計画とすること。
- ・事業期間終了後の大規模修繕等の作業性にも配慮した計画とすること。
- ・設備機器等は、交換時の適合性、更新時の作業性に留意したものとする。

(2) 建築計画

選定事業者は、建築計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 全体計画

- ・周辺地域や立地環境に配慮し、敷地の要件を踏まえた施設配置およびアプローチ動線計画とすること。
- ・また、将来の建替えや増改築等を考慮し、空地を有効に配置した計画とすること。
- ・敷地内は全面禁煙とし、喫煙専用室も設置しない計画とすること。

(ア) 建物

- ・計画建物には、各ゾーンに建物を分けること、統合することに対する制限を設けない。別紙5「必要諸室の要求水準」に示す条件を満たすのであれば、各ゾーンの統合、積層、各室の配置の変更等には制限は無いものとする。但し、各ゾーンに属する諸室は同一建物内に配置することを原則とする。
- ・各室の面積は別紙5に示す面積のマイナス10%を下限値とし、それを下回らないものとする。又、別紙7「主要諸室参考図」は各室の最小レイアウトを想定したものであり、この条件を満たす範囲での各部屋の縦横比の変更、規模の拡大等については問題ないものとし、施設全体の総面積は、プラスマイナス5%以内とする。又、機器のレイアウトについてはあくまで参考で、レイアウト図の規模が確保されていればレイアウトは可能と考えており、最終的な機器のレイアウトについては協議によるものとする。
- ・鉄道および国道の利用者から夜間でも施設名が認識出来るよう、適切な場所・方法で銘板や看板等を設置すること。
又、各建物の出入口には館銘板を設置すること。

(イ) 設備

- ・施設内の照明、配管、配線および機械設備などの設計や選定および配置にあたっては、省エネルギー、施設の長寿命化、維持管理およびメンテナンス性を考慮すること。
- ・ゾーンで使用する汎用ガス（圧縮空気、窒素、アルゴン）については集中配管を講じ、~~原則全実験室にそれぞれの取出し口を設けること。~~各室のバルブ位置は別紙7「主要諸

(ア) 管理・運営ゾーンでの特記事項

- ・執務室、更衣室等の職員専用ゾーンとその他のゾーンは、例えば玄関ホールを中心に両サイドに配置されるなど、職員と来庁者の動線が分離できる配置を工夫すること。
- ・執務室に近接して所長執務兼応接スペースを、パーティション等を用いて配置すること。
- ・職員更衣室は男女別で、職員の休憩室としても利用可能であること。
- ・コピー室は、業者によるメンテナンスが定期的実施されることを踏まえて適切な配置を計画すること。
- ・図書室・資料保管室は、所定の面積が確保できるのであれば、分割配置してもかまわない。事務用倉庫は分割配置を不可とする。

(イ) 玄関・展示交流ゾーンでの特記事項

- ・玄関ホールには、本県の産業やセンターの研究成果などを紹介する展示スペースを設けること。また、台車（900*600サイズ）3台以上が待機可能なスペースを玄関ホール内あるいは玄関ホール近辺に設けること。
- ・来庁者の利用しやすい場所に、来庁者の更衣スペースおよび鍵付きロッカー（15名分程度、複数個所への分散配置も可）を設置すること。なお、更衣スペースは男女別で、同時に各2名程度が更衣可能なこと。
- ・来庁者との技術相談を行うスペース（技術相談室）は、3セット程度のブースになるようにパーティション等を設け、機密事項や技術情報が第三者の目に触れないように保護すること。
- ・交流・精算室は、独立しての利用、および必要に応じて玄関ホールとの一体的な利用が可能な構造とすること。なお、精算を執務室の窓口に集約し、交流・精算室の機能を交流と精算に分離しても構わない。

(ウ) セミナー・ミーティングゾーンでの特記事項

- ・セミナー・ミーティングゾーンには会議室、研修室およびを配置する。会議室、研修室には、可動壁を設け、部屋の大きさを変更可能なレイアウトとすること。

(エ) 評価分析・観察ゾーンでの特記事項

- ・評価分析・観察ゾーンの試験・実験室には、X線装置等、比較的大型で重量のある試験機器や、精密な恒温恒湿機能が要求される機器を設置する。
- ・液体を使う実験室が多いことから、床面に防水処理を施すこと。また、試験・実験室からは酸など腐食性ガスが発生する可能性があるため必要な策を講じること。
- ・また、本ゾーンには、シミュレーション支援室、繊維観察室などの試験・実験室等を設ける。なお、繊維観察室では、直射日光によらず天空光により繊維織物等の発色確認作業を行うことから、北向き（真北でなくても構わない）採光が必須である。
- ・屋内機械室（管理・運営ゾーン）、試験・実験室には、水質汚濁防止法、電波法、騒音規

制法、振動規制法および労働安全衛生法等に基づく特定施設・機器等が複数設置されることから、関連法令に対応した構造・設計とすること。

- ・局所排気施設を設置している部屋の排気口については、排気ガスが建物内に逆流することが無いよう十分に配慮すること。また、局所排気施設的能力が十分発揮できるよう、ダクト経路が長い場合などは必要に応じて給排気ファンを設置すること。
- ・屋上には、耐候性試験のための試料が設置可能なフラットスペース（50から100m²程度）を設ける。但し屋根は無いものとし、終日日陰となる配置・設計は避けること。また、空調屋外機、排気設備等を設置する場合には、排気設備から排出されるガスが、フラットスペースおよび空調屋外機に流れに込みにくくなるように配置すること。なお、転落防止用のフェンスを設けるなど安全に配慮した設計にすること。
- ・大型機器を直接搬入するため上層階には搬入用の掃出窓を廊下の突き当り等に設けること。掃出窓の外側には転落防止用のテラスを設けるなど安全に配慮した設計にすること。
- ・評価分析・観察ゾーンを中心とした各実験諸室内は、施設利用者の動線を考慮し、通路幅等の安全な作業空間を確保すること。
- ・実験室の各部屋は、現在想定する用途に合致する構造・仕様を保ちながらも、将来、各部屋の用途変更（大きさ変更、使用目的等）が生じた際に柔軟に対応可能な構造とすること。
- ・倉庫、試料保管庫、機器保管庫については、所定の面積が確保できるのであれば、分割配置してもかまわない。

(オ) 試作・試験ゾーンでの特記事項

[繊維・デザインゾーン]

- ・繊維やデザインの試作機器を設置し、試作・試織等試験を行う。整経機や織機、大型プリンタなど、評価分析・観察ゾーンに設置困難な大型の機器類や、振動・騒音を発生しうる特殊機器を設置する。
- ・織機は騒音規制法および振動規制法等に基づく特定施設に該当することから、このゾーンは関連法令に対応した構造・設計とすること。併せて、小型の繊維分野の試作機、繊維用特殊プリンタは、一定の温湿度環境を必要とすることから、使用目的に応じて適宜パーティションにより区画、配置する構造とすること。

[材料強度試験・精密加工・環境試験・樹脂成形・その他試作ゾーン]

- ・主にプラスチック、機械・金属分野の試作評価機器を設置する。具体的には、金属等の強度試験・材料の精密加工、および計測・樹脂成形・ならびに鋳造等の試作を行う大型の試作評価機器を設置する。なお、騒音規制法、振動規制法あるいは電波法等に基づく特定施設が複数設置されることから、このゾーンは関連法令に対応した構造・設計とすること。
- ・材料強度試験室には、金属等の強度試験を行うことから、一定の温度環境の確保のほか、振動対策のためのコンクリート土台、縁切りが必要である。
- ・材料強度試験室に設置する疲労試験機に供給される上水カランには、子メーターを設置

- ・非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき点検が容易にできる機器を設置すること。
 - ・高効率型器具、省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とすること。
 - ・器具は、容易に保守管理および交換ができるものとする。
 - ・外灯は、自動点滅および時間点滅が可能な方式とすること。
 - ・コンセントは諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれの適切な位置に配置すること。
 - ・諸室の照度はJIS照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。
- b 動力設備
- ・電気室内（電気室を設ける場合。設けない場合は屋外型キュービクルとしてよい。）キュービクルの低圧配電盤より、各動力制御盤や昇降機などの動力負荷へ至る幹線を敷設すること。
 - ・保守・点検が容易で、メンテナンス費用の軽減を図れるシステム・機材を選定すること。
 - ・各部屋に電灯盤・動力盤の分電盤を設置すること。設置場所は機器のレイアウト変更及び間仕切り壁の変更を考慮した配置とすること。
- c 受変電設備
- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
 - ・「消防法」、「湖北地域消防組合火災予防条例」および所轄消防指導等に従って設置すること。
 - ・映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
 - ・力率改善コンデンサは低圧側に設置すること。
 - ・高周波対策を行うこと。
 - ・高効率変圧器を採用すること。
 - ・増設・更新スペースを適宜確保すること。
 - ・将来的な配線の増設等も考慮し、キュービクルは建物上ではなく地上に設置することを原則とする。ただし、将来の増築、建替、設備増設等の際の幹線入替などへのリスク回避対策が妥当なものであれば、建物上への設置も可能とする。又、各棟への配線ルートについても配慮すること。
 - ・冠水、浸水、地震対策を考慮した設置計画とすること。
- d 雷保護設備
- ・「建築基準法」および関係法令等に基づき、外部雷保護設備、内部雷保護設備を設置すること。
- e 構内交換設備
- ・必要に応じた回線数とすること。